

奈良県議会議長 上田 悟 様

広域行政調査特別委員会
調 査 報 告 書

平成25年7月5日

広域行政調査特別委員会

目 次

I	調査事件	・・・1
II	調査の経過	・・・1
III	調査の結果	・・・1
1	県内の広域行政について	
	(1) 奈良モデルの取り組みについて	
	ア 奈良モデル検討の経過	
	イ 奈良モデルの成果	
	(ア) 自治体基幹システムの共同化（7市町による自治体クラウドの導入）	
	(イ) 市町村管理の橋梁の維持管理に対する県の技術支援	
	ウ 現時点での検討課題	
	(ア) 県と市町村による税の徴収業務の共同化	
	(イ) 水道運営の連携	
	(ウ) 図書館管理運営の連携	
	(エ) 市町村国民健康保険のあり方について	
	(オ) 市町村公営住宅等の管理の共同化	
	(2) 奈良県の消防広域化について	・・・6
	(3) 委員会における議論	・・・8
	(4) 県内の広域行政についてのまとめ	・・・8
2	関西広域連合について	・・・9
	(1) 関西広域連合の状況	・・・9
	ア 関西広域連合の組織	
	イ 関西広域連合の取り組み	
	ウ 国出先機関の事務・権限の移譲について	
	(2) 奈良県の考え方	・・・10
	(3) 本委員会の活動	・・・11
	(4) 委員会における議論	・・・14
	(5) 関西広域連合についてのまとめ	・・・15
3	分権時代にふさわしい広域行政のあり方について	・・・16
	(1) 県域を越えた広域連携をめぐる状況について	
	ア 紀伊半島知事会議の状況	
	イ 自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワークの状況	
	(2) 委員会における議論	・・・18
	(3) 分権時代にふさわしい広域行政のあり方についてのまとめ	・・・19
IV	おわりに	・・・19
	広域行政調査特別委員会調査経過	・・・21
	広域行政調査特別委員会名簿	・・・24

I 調査事件

- 1 所管事項 広域行政の調査に関すること
- 2 調査並びに審査事務
 - (1) 県内の広域行政に関すること
 - ・ 本県の広域行政体制の取り組み
 - (2) 関西広域連合に関すること
 - ・ 関西圏域における広域行政のあり方
 - (3) 分権時代にふさわしい広域行政のあり方

II 調査の経過

少子高齢化や経済のグローバル化など社会経済構造が大きく変化する中で、行政需要はより多様化、高度化するとともに、広域にわたる行政の重要性が増大している。

このように区域を越えて多様化、高度化する行政課題への対応としての広域行政について、奈良県議会では、平成23年5月臨時会から平成25年6月定例会までの間、「広域行政調査特別委員会」を設置し、調査に努めてきた。

本委員会では、県内の広域行政と県域を越えた広域行政という視点から、調査事項を「県内の広域行政に関すること」、「関西広域連合に関すること」及び「分権時代にふさわしい広域行政のあり方」として、設置されて以来21回におよび委員会を開催し、慎重に調査並びに審査を行った。

III 調査の結果

1 県内の広域行政について

奈良県東部・南部は豊かな自然環境に恵まれ、農業、林業を主要産業としてきた地域であるが、高齢化や人口減少が著しく、大都市通勤圏である北部・中部と比較して、産業構造、人口規模に大きな差異が生じている。

平成11年以来、市町村の行財政基盤の強化のため全国的に市町村合併が推進されてきたが、奈良県では、合併が進まず、東南部を中心に人口1万人未満の町村が18団体存在するなど、小規模町村は依然として多い。また、組織や職員の配置などの事務処理体制や財政基盤の脆弱な市町村も見られる。

このような本県の地域特性から、市町村または県による連携と補完などの手法により地域の実情に応じた行政を実現するため、県では、垂直補完、水平補完、県から市町村への権限移譲という3つの手法による県と市町村との新しい地方行政体制、いわゆる奈良モデルの構築を目指してきた。

また、地震・台風等の大規模化する災害、高齢化に伴う救急搬送の増加等に的確に対応していくため、11消防本部37市町村による「広域消防組合設立」に向けた準備が進められている。

県における奈良モデルや消防広域化の取り組み、本委員会の活動について総括するとともに、併せて、県内の広域行政推進のための留意すべき事項について、次のとおり取りまとめた。

(1) 奈良モデルの取り組みについて

ア 奈良モデル検討の経過

県では、平成20年10月から知事と市町村長による県・市町村の役割分担検討協議会を設立して検討をはじめ、平成22年3月には、①市町村間の広域連携「水平補完」、②小規模町村への支援「垂直補完」、③県から市町村への権限移譲、の3つの方向性に基づき、市町村と県との役割分担見直し対象業務、いわゆる「奈良モデル」として73業務をとりまとめた。

平成22年度からは、「奈良モデル」検討会を設置し、県と市町村の地方税徴収業務の共同化をはじめ諸課題について具体化を図るための検討を進めるとともに、平成23年度からは、「奈良モデル」推進補助金を創設し、新たな連携に取り組む市町村を重点的に支援している。

イ 奈良モデルの成果

これまで成果のあった2事業について、葛城市、県郡山土木事務所を訪問し説明を受けた。

(7) 自治体基幹システムの共同化（7市町による自治体クラウドの導入）

① 背景

財政ひっ迫により予算削減が求められる中、電算システムについては、制度改正やシステム更改の度に、自己導入自庁処理や大量バッチ処理の外部委託によって多大な経費を投資することになり、最も予算削減の困難な部門であった。

そのような中、広域連携を模索する葛城市をはじめとする市町が経費の低減と事務の標準化を図る目的で、共有のパッケージソフトを利用しながら共同で開発・運用を行う奈良県基幹システム共同化検討会を発足し、基幹システムの共同化に至った。

② 経過

- 平成21年10月、奈良県電子自治体推進協議会の首長研修会で紹介された山形県置賜地区での電算システムの共同化事例紹介に触発された葛城市長らが、近隣自治体に呼びかけを行う。
- 平成22年1月、8自治体が参加し奈良県基幹システム共同化検討会が発足。月2回の構成市町情報担当課長及び県情報システム最適化マネージャー（情報システム課参事）による幹事会などを開催
- 平成22年8月、7自治体（香芝市・葛城市・川西町・田原本町・上牧町・広陵町・河合町）で協定書を締結
- 平成22年8月から業者選定作業に着手し、審査を重ねる。
- 平成22年12月、業者が決定
- 平成23年5月以降、河合町から順次システムを稼働、標準化を実施
- 平成25年3月、7市町すべてのシステムが稼働
- 県は奈良県基幹システム共同化検討会へ県情報システム最適化マネージャー

を派遣し制度的・技術的助言を行っている。また、財政面では「活力あふれる市町村応援補助金」「『奈良モデル』実現事業補助金」（いずれも県単独補助金）などの支援を行っている。

③ 概要

共同化対象業務は住民基本台帳、外国人登録、印鑑登録、選挙、個人住民税、法人住民税、固定資産税、国民年金、国民健康保険、介護保険など22分野である。

共同化のメリットとして、①機器は外部データセンターで保守管理されているため、従来の情報システムの庁舎内の機器の購入や維持管理の費用が削減されるとともに強固なセキュリティの確保が図れること、②運用費用は7市町平均56%のコスト削減となること、③法制度によるシステム改修費も共同で行うため経費削減効果があること、④災害時にもデータの保全が図れること、⑤7市町の職員が共同で研修などをを行うことで住民サービスの平準化、質的向上を図ることができるなどがある。

④ 今後の展望

今後も、構成7市町により基幹システム共同化検討会・推進部会を開催し、保守管理や基幹システム以外のシステムの共同化、法改正対応の検討、次期システムの検討が進められる。

(4) 市町村管理の橋梁の維持管理に対する県の技術支援

① 背景

県内の橋梁の現況については、県内全橋梁は10,526橋あり、うち市町村管理は8,286橋で約8割を占めている。橋長100mを超える長大橋は県管理で100橋、市町村管理で81橋ある。

橋梁の多くは高度経済成長期に架設されており、今後点検せずに損傷時に事後保全するとすれば概ね供用後50年で一斉に床版打ち替え、架け替えの時期を迎え、財政面で大きな負担となることが懸念されている。

市町村の維持管理の取り組み状況は平成24年4月現在で、橋梁点検実施率は81.9%（全国平均93.1%）、計画策定率は31.4%（全国平均69.5%）と全国平均を下回っている状況にある。

また、人的な面において、橋梁の維持管理には、新設橋梁や高齢化橋梁に関する知識や橋梁点検能力、補修・補強に関する知識が必要であるが、土木技術職員のいない市町村が12町村ある。そのうち7町村で橋長50m以上の橋梁を管理しており、現状では維持管理が困難な状況にある。

② 経過

県は平成22年2月に奈良県橋梁長寿命化修繕計画を策定し、県が管理する橋長15m以上の726橋を計画的に点検・修繕する方針とした。計画的予防保全の導入により県の橋梁長寿命化修繕計画では、今後50年間で820億円（年間16.4億円）の削減効果が見込まれている。

同様の経費削減効果を市町村に推奨するため、平成22年11月の奈良県・

市町村長サミットにおいて、市町村の橋梁長寿命化修繕計画策定の必要性等を説明するなど、これまでに計3回奈良県・市町村長サミットの中でこの課題を取り上げている。県の提案に対し、平成22年度から平成25年度にかけて39市町村のうち32市町村が県に委託し計画策定を実施した。点検については15市町村が県に委託し実施することになった。

③ 概要

市町村職員の技術研修等スキルアップのための支援や、橋梁の維持管理について市町村が実施すべき橋梁長寿命化修繕計画策定事務などを県が市町村から受託して実施すること（いわゆる奈良モデルの垂直補完）を進めている。

県の橋梁長寿命化修繕計画策定では、予防保全の考え方を取り入れ、定期点検を5年毎に実施し、損傷が顕在化する前に計画的に修繕を実施することや、早急に補修が必要な場合は補修するなどの対策を講ずるまで毎年簡易点検を実施し、対策後は予防保全を実施していくという内容を取り入れている。市町村が策定する橋梁長寿命化修繕計画についても同様の考え方を取り入れている。

④ 今後の展望

今後の課題として、発注方法についての検討や計画策定後の点検、補修の進捗状況の把握と推進、国の防災・安全交付金の活用や県及びNPOが協働した橋梁点検のスキルアップなどの検討を進めていくこととされている。

ウ 現時点での検討課題

県と市町村による税の徴収業務の共同化をはじめ、以下の5課題について具体化を図るための検討を進めている。

(7) 県と市町村による税の徴収業務の共同化

地方税を取り巻く現状と課題としては、①自主財源としての地方税の重要性の高まり、②低調な徴収率（平成23年度実績：県内市町村税92.1%（全国30位）、県税95.5%（全国42位））、③割高な徴収コスト、④納税者のライフスタイルに応じた納税環境整備、⑤専門性を有する税務職員の不足が挙げられる。

県ではこれらの課題を検討するため、平成20年度に「市町村税徴収強化推進会議」を設置し、市町村税の徴収強化について市町村と議論、検討を重ね、平成22年度以降は「奈良モデル」として、税務行政における県と市町村の協働・連携策の検討を行ってきた。

これまでの検討結果をふまえ、奈良県・市町村長サミットにおいて徴収業務の共同化を地域ごとに提案したところ、市町村間の連携を含む徴収業務の共同化について、具体的な検討を進めることが可能であると確認された。

今後は、平成24年度新たに立ち上げた「地方税滞納整理本部」の取り組みと連携し、地域ごとに滞納状況等を分析し、共同徴収を行う税目や引き継ぎ基準、職員の派遣方法等の具体的な検討を進めていくこととしている。

(イ) 水道運営の連携

水道事業においては、人口減少社会が到来する中で水需要が減少傾向にある一方、熟練職員が大量退職した後の技術力の低下や多くの水道施設が今後更新時期を迎え、多大な施設更新費用が発生するという課題がある。

県はこうした課題に対応するため、水源の適正利用、施設投資の最適化、業務の効率化に着眼し、平成23年12月に「県域水道ビジョン」を策定し、県域全体を県営水道エリア、五條・吉野エリア、簡易水道エリアの3つのエリアに区分し、各エリアのモデル案を提示した。

県営水道エリアでは、水源（県営水道、自己水）の最適化を踏まえ、今後の施設更新の二重投資を回避するため、水源として県営水道を選択した方が事業の効率化を図れる場合、浄水場（自己水）を廃止し、県営水道への転換を検討することを提案した。平成24年度に市町村毎に水源（県営水道・自己水）の選択についての経営シミュレーションを作成し、市町村と協議を行っている。また、モデルの実現と併せて、業務の共同化についても市町村と協議を進めている。

五條・吉野エリアでは、水源から浄水場までの管理の一元化を図るために、1市3町による水源から浄水場までの用水供給事業の設立を視野に、施設の共同化、管理の一元化を提案した。また、簡易水道エリアでは、小規模な水道事業である簡易水道事業等の一部業務を支援するため、管理の一元化として各市町村に対して人材派遣や業務委託サービスなどの技術支援を行う組織体制（サービスプラットフォーム）の設立を提案した。平成24年度までにこれらの提案についてアンケート調査を行い、市町村と協議を進めている。

(ウ) 図書館管理運営の連携

県内の公立図書館においては、年々図書購入予算が削減されていることや、図書の貸し出しを当該自治体の住民や通勤・通学者に限定しているなどの課題がある。

これらの課題に対し、経費削減、利用者の利便性の向上と事務の効率化、図書館職員のスキル向上等の効果をあげるため、図書館の管理運営の連携による共同運営でスケールメリットを生かせる仕組みの構築を検討している。

平成23年度からは、以下の4つの連携事業を抽出し、実施に向けて取り組みを進めている。①貸出レシートへの広告の共同募集、②図書の横断検索・相互貸借の共通の仕組みと市町村立図書館間の物流搬送の仕組みの構築、③図書館間の広報連携や情報共有化の仕組みの構築、④図書館職員の研修連携の仕組みの構築。

(エ) 市町村国民健康保険のあり方について

国民健康保険制度は、高齢化の進展や医療の高度化に伴い医療費が増加する一方、少子化による若年者の減少や非正規雇用者の増加により保険料収入が低下するなど構造的な課題を抱えている。

これらの課題に対し、県民医療のセーフティネットの役割を担う国民健康保険の安定的な運営のための広域化及び安心して健やかに暮らせる健康長寿県の実現を目標とし、平成22年度に奈良県国民健康保険広域化等支援方針を策定した。当方針に基づき、平成23年度から保険財政の安定化の確保や生活習慣病予防に重点を置いた健康づくりの推進等に取り組んでいる。

保険財政の安定化の確保については、保険財政共同安定化事業の拡充と保険料の統一に向けた検討を行っている。保険財政共同安定化事業は、高額な医療費を全市町村の拠出により共同して支払うことにより、小規模保険者への影響を緩和するとともに保険財政の広域化を進めるもので、平成24年度から県独自に対象医療費を法令で定められている1件30万円超の医療費から20万円超の医療費に拡充している。また、保険料の統一に向けた取り組みでは、国民健康保険の県単位化に向けて、現行の保険料と大きな差が生じないような保険料の算定方法を検討するとともに、統一保険料の導入に伴う被保険者への影響を緩和する方策等の検討を進めている。

生活習慣病予防に重点を置いた健康づくり事業については、各市町村での特定健診の取り組みに加えて、住民の集まりやすい商業施設等での特定健診の機会を提供することにより、受診率の向上を目指す共同事業等を行っている。

今後とも、保険財政の安定化及び健康づくりや保険料収納率の向上を目的とする共同事業の推進など国民健康保険の広域化に向けて、更に市町村と検討を重ねていくこととしている。

(オ) 市町村公営住宅等の管理の共同化

市町村公営住宅の課題として、住宅の老朽化による維持管理費等が増大していること、管理戸数が少ないために指定管理者制度の活用が困難であること、小規模町村では専任職員がいないことから家賃滞納に対する対応が不十分となりがちであること等がある。

これらの課題に対応するため、平成23年11月の奈良県・市町村長サミットにおいて「市町村公営住宅等の管理の共同化への取組」を提案、参加市町村に了承され取り組みを始めた。公営住宅等を有する36市町村は議論に参加し、うち17市町村が住宅管理作業部会にも参加する。

平成24年度においては、公営住宅等の管理運営上の状況（公営住宅等の保全・修繕・改修等の状況や家賃収納・催促等の状況など）及び根拠となる条例を比較検討し、問題点の共有や関係市町村がそれぞれの管理運営上に係る課題の検討を進めている。

(2) 奈良県の消防広域化について

ア 消防広域化の背景

高齢化に伴う救急搬送件数の増加、東南海・南海地震等大規模災害の発生への対応、老朽化した消防施設・設備の維持・更新、消防救急技術の高度化・多様化等、消防を取り巻く環境に変化が生じている。

これらに的確に対応するために、県は現行の消防本部の総務・通信指令部門を一元化・スリム化し、現場部門への手厚い人員配置や消防の現場力を高め、消防組織全体の合理化を図ることを目的に消防広域化を推進してきた。

イ これまでの経過

- ・ 平成23年4月、奈良県消防広域化協議会第5回総会で、県全域の消防広域化の方向について意見が出された。
- ・ 平成24年1月、奈良市長及び生駒市長から協議会脱退の届出があった。その後、小委員会を重ねた。
- ・ 平成24年5月、第7回総会で、①奈良市、生駒市を除く37市町村で消防広域化を推進すること。あわせて消防救急無線のデジタル化を進めること、②中和広域消防組合消防本部に消防本部及び指令センターを置くこと、③消防広域化に係る基本方針及びスケジュールについて合意された。
- ・ 平成24年12月25日、第9回総会で、新消防組合の体制、職員配置計画、経費負担方法、給料等の調整などが協議され、奈良県広域消防運営計画が合意された。
- ・ その後、平成25年2月、広域消防設立準備室を起ち上げ、広域化に係る規約や協定書、条例及び規則等の策定の作業等、広域化の実現に向け事務処理を行っている。

ウ 広域化計画の概要

一部事務組合として組合を設立する。段階的に現行の11消防本部を平成25年に総務部門を統合、平成28年に通信部門の統合として無線のデジタル化、平成33年に現場部門を統合し、統合後は消防本部及び指令センター（現在の中和広域消防組合消防本部を予定）を一箇所にし、設立当初においては現行の36署所は現行どおり存続し災害現場活動を主な業務とする。

組織は管理者1名、副管理者2名、顧問（知事）を置く。組合の組織運営に関する合議機関を運営協議会として設置し、現行の11消防本部の代表者が構成メンバーとなることを想定している。他に構成市町村の長及び議会議員から選出される議員（任期1年）で組織される組合議会や監査委員、公平委員会を設置する。

職員数は平成24年4月1日現在1,289名（11消防本部職員合計276名、通信員94名、36消防署所919名）であるが、平成33年に1,226名（1消防本部120名、通信員40名、36消防署所1,066名）とする計画で、現場部門の職員は増員するが全体で63名削減、経費約4億円の削減を見込んでいる。

経費負担については、人件費、署所の経費は現行消防本部単位での自賄い方式を基本とし、人件費以外の消防本部経費は基準財政需要額等によって按分する。初期費用（システムの統一、名称変更に伴う費用等）については基準財政需要額割を基本として按分、全体統合後には、経費負担は現行消防本部単位での自賄い

を主とする方式を踏襲し、職員数割を基本に按分することとしている。

エ 消防広域化によって期待されるメリット

本部要員の効率化による現場要員の増強や経費削減の他、初動の消防力、増援体制の充実、現場到着時間の短縮、財政規模拡大に伴う高度な消防施設・設備の整備などの住民サービスの向上が挙げられる。

オ 今後の進め方

平成25年6月から順次、奈良市、生駒市を除く各37市町村議会での新消防組合規約議決、同年8月の協定書調印、同年9月に新消防組合の県知事許可、12月の設立が予定されている。

(3) 委員会における議論

委員会における各委員からの主な意見は下記のとおりであった。

- ・ 市町村税の滞納整理への支援について、水道料金、公営住宅家賃等、市町村税以外の分野も対象として、県と市町村の協働又は連携できる業務を検討されたい。
- ・ 国民健康保険の広域化については、県民の生命及び健康を守る視点をもって検討されたい。
- ・ 市町村公営住宅等の管理の共同化については、公営住宅等の適正利用や民間委託の検討も含め、幅広い議論を進められたい。
- ・ 市町村管理の橋梁の維持管理に対する技術支援については、県の土木職員や土木事務所の予算を確保し、市町村の支援に必要な体制を整えられたい。
- ・ 奈良県の消防広域化の実現にあたっては、市町村議会をはじめ住民への説明を十分に行うこと。奈良市及び生駒市を除いて広域化が進むことから、隣接市町村間における迅速な初動対応を図り、県民が安心できる体制づくりを検討されたい。

(4) 県内の広域行政についてのまとめ

地方分権の進展に伴い、基礎自治体である市町村は住民に身近な総合行政の主体として、その自立性を高め、行財政基盤を強化することが期待され、全国的には市町村合併が積極的に推進され市町村の規模・能力の拡大が図られてきた。

ところが奈良県では、地理的要因等から市町村合併が進まず、高齢化、人口減少を背景として、市町村では自立的な行財政運営が難しいところも見られる。

このような市町村に対しては、それぞれの市町村が地域における総合行政を担うことができるように、県または周辺市町村が事務を補完することが必要である。また、区域を越えて多様化、高度化する行政課題に対応するため、広域的な連携の仕組みを活用し、より効率的に行政サービスを提供することが求められる。

このような背景にあって、奈良県が取り組む「奈良モデル」は、県と市町村が課題解決に向けて協働する環境をつくり、県が先頭に立って補完、連携の方向を示すものであり、県と市町村の協働によって、住民の視点に立った行政サービスの提供

を実現するものと評価できる。

今後、奈良モデルを推進するにあたっては、市町村の自主性を尊重するとともに、市町村の自立を高める方向で市町村議会をはじめ住民の理解を前提として取り組むことが必要であり、行政サービスの向上とともに行政の効率化、合理化の視点に立って、連携、補完の仕組みを構築することを求める。

奈良県消防広域化については、東南海・南海地震では広域にわたって甚大な被害が予想されることから、大規模災害への対応の強化がより一層必要とされる。一方、市町村財政が厳しい中、県内市町村の消防広域化による合理化が求められている。今後、消防広域化が進められていく中で、施設整備、人的整備が災害時における初動体制や増援体制の充実につながることを求める。

2 関西広域連合について

関西広域連合は、その設立のねらいとして、「①地方分権の突破口を開く（分権型社会の実現）、②関西における広域行政を展開する（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）、③国と地方の二重行政を解消する（国の出先機関の事務の受け皿づくり）」を掲げて、2府5県が結集し、平成22年12月に設立された。

平成24年4月には大阪市、堺市が、同年8月には京都市、神戸市が参加し、関西広域連合は関西2府5県4政令市で構成する地方行政組織となった。

一方、奈良県は、関西広域連合設立当初からの加入は見合わせ、2年半が経過することとなった。

奈良県議会では、経済社会生活圏の広域化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることから、関西圏域における広域行政、特に関西広域連合について検討し、関西広域連合の状況及び委員会の意見等について次のとおりとりまとめた。

(1) 関西広域連合の状況

ア 関西広域連合の組織

関西広域連合の組織は、構成団体の長を委員とする広域連合委員会、構成団体の議会から選ばれた議員で構成する広域連合議会、外部有識者等で構成する広域連合協議会、広域連合事務局からなる。

広域連合委員会は原則として毎月開催され、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全の各分野別広域計画の策定、事業の実施及び予算編成、国の出先機関対策、エネルギー問題等が協議されている。

関西広域連合議会では、定例会、臨時会、総務常任委員会、防災医療常任委員会及び産業環境常任委員会が開催されているほか、議員活動の充実策を検討する理事会などが設置されている。

広域連合協議会では、これまで4回の協議会を開催したほか、テーマに応じた意見交換を行うため専門部会を設置し、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた将来像等について協議を行っている。

イ 関西広域連合の取り組み

関西広域連合は、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全の5分野で分野別広域計画を策定し、それぞれの計画に基づき各事業を実施するとともに、資格試験・免許等、広域職員研修の事務に取り組んでいる。また、新たな広域課題への対応として、広域インフラ、節電・エネルギー、首都機能バックアップ構造構築、関西イノベーション国際戦略総合特区について、協議、検討を行っている。

また、関西広域連合の各構成団体が連携し、東日本大震災における被災地支援を行うとともに、紀伊半島大水害に際しては奈良県を含む被災県へ土木技術職員を派遣するなど、構成団体がもつ人的資源を利用した活動が行われている。

ウ 国出先機関の事務・権限の移譲について

国出先機関の事務・権限の移譲に関しては、国出先機関対策委員会を設置し、当面の移管対象を近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿地方環境事務所の3機関に絞り込み、国に対し早期の移管実現に向けた要請や特例制度（法案）に対する考え方を主張してきた。

国は、平成24年11月に「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」及び「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」を閣議決定したが、法律案の国会提出を見送った。直後の衆議院議員選挙で政権が交代したことにより、関西広域連合が求めてきた国出先機関の事務等の移譲は、先行きが不透明なものとなっている。

(2) 奈良県の考え方

関西広域連合に加入していない理由を、奈良県は次のとおり説明している。

奈良県は関西広域連合に加入していない。

その理由は、

- ① 行政が住民や基礎自治体から遠くなる（地方が集権構造になる）。
- ② 屋上屋を重ねる（4層構造になる）。
- ③ 広域連合は組織としてまだ十分な権能がない。（課税権がない。行政事務は持ち寄り）
- ④ 原子力発電所の再稼働プロセスへの関与は、関西広域連合の規約にない、権限外の事項に関する意思決定であり、行政組織としての権限、責任の範囲が不明確である。
- ⑤ 広域連合が発注した工事や運航するヘリコプターに事故が発生した場合、誰がどういう責任をとるのか不明確である。
- ⑥ 道州制を目指すのか、道州制は導入しないのかがはっきりしていない。
- ⑦ 歴史的理由
（明治18年の大和川大水害の際、大阪府に属していた奈良県は、復興事業費

がほとんど配分されなかった)

奈良県は、関西広域連合については、組織をつくることを優先し、権限・責任・業務の内容を明確にしないまま、その組織ができあがったところに根本的な課題があるとしている。

設立から2年半以上経過したが、関西広域連合の法定行政事務は通訳案内士の登録等と准看護師等の資格試験・免許等に関する事務だけであること、原子力発電所の再稼働に対する声明やリニア中央新幹線の間接駅に関する動きは関西広域連合としての権限を逸脱していることなど、関西広域連合の課題は解決されていないとしている。

なお、県は、地方分権は必要であるとしたうえで、国出先機関の事務・権限の移譲は、国の権限を地方の権限として、地方行政組織へ移譲することが基本であるとしている。国出先機関の“丸ごと移管”に対しては、関西広域連合構成府県の区域にかかる国の権限を関西広域連合へ移譲することについては異論はない、奈良県にかかる権限は奈良県に移譲すること、国出先機関の権限を地方行政事務としてよいものと国の事務として保持すべきものを理由を明確にして線引きすること、などの考えを示している。

(3) 本委員会の活動

本委員会は、委員会での調査審議のほか、関西広域連合長、連合議会議員等との意見交換、有識者の意見聴取を行ったが、主なものは次のとおりである。

- ・平成23年8月 兵庫県庁を訪問し、関西広域連合長（兵庫県知事）と面談

広域連携にとどまることなく新たに行政目的を持った地方公共団体を設置して取り組む理由、関西広域連合の機能と役割、必要性等について、井戸連合長から説明を受けた。

井戸連合長は、奈良県に関西広域連合への参加を要請する一方で、「明治時代の事情を県民感情として解決しなくてはいけないという点は理解できないわけではない」と奈良県の立場への理解を示した。

東日本大震災への対応について、「広域連合体という特別地方公共団体を組織していたからこそ、広域連合委員会で、それぞれの知事がメンバー同士の調整という意味で、非常に意思決定が早くでき、迅速な行動に移せた。広域連携ではスムーズに対応できなかった」と関西広域連合を評価した。

国の権限・事務の移譲に関しては、「府県を超える事務を受ける受け皿ができることで、国に対して事務移譲を強く迫れる。議会があつて、執行機関があつて、住民の直接請求までできる組織として、関西広域連合にはガバナンスがある」と発言があった。

また、関西広域連合広域防災局長（兵庫県防災監）からは、東日本大震災への対応においてカウンターパート方式による被災地への支援の枠組みを構築した関西広域連合の支援活動についての説明を受けた。

- ・平成23年11月 滋賀県議会を訪問し、広域連合議会議員ほかと面談
滋賀県議会議員から、連合議会が意思決定機関としての役割を果たせていないので、議会のあり方など関西広域連合のガバナンスを再考すべき、関西広域連合が取り組むとしている7分野に含まれないような事項について議会に諮ることなく取り組みがなされていて遺憾である、知事と連合議会議員との連携が確保されていないとの発言があった。
- ・平成23年11月 京都府議会を訪問し、広域連合議会議員ほかと面談
京都府議会議員から、特別地方公共団体として広域行政課題に対応しながら、国の出先機関が移管されることを目指すとの発言があった。
- ・平成23年11月 和歌山県議会を訪問し、広域連合議会議員ほかと面談
和歌山県議会議員から、和歌山県は関西の一員であり、関西が一緒になって取り組むべき課題は多いとの発言があった。
- ・平成24年2月 立命館大学森裕之教授から、関西広域連合と奈良県のあり方について意見を聴取した。森教授からは、理論をもって関西広域連合への加入を控えてきた奈良県の慎重な姿勢は、評価されるべきものとの意見があった。
- ・平成24年5月 同志社大学大学院新川達郎教授から、都道府県レベルの広域行政について意見を聴取した。新川教授からは、本委員会に対し、当面の問題解決ということだけではなく現在と将来の県民ニーズを考えて広域行政の必要性を議論するとともに、広域行政の費用と便益を考える視点をもって議論すべきとの意見があった。
- ・平成24年5月 関西広域連合事務局、連合議会事務局からの説明を聴取するとともに、関西広域連合議会議員と意見交換を行った。これまで委員会で議論があった関西広域連合の組織や事務等に対する疑問について、関西広域連合事務局から次のような回答を得た。

① 広域計画推進等における奈良県が加入していないことによる影響について

奈良県の加入のいかんを問わず（特に災害対策や観光振興など）連携を推進していく。奈良県の加入により広域計画等の推進はもとより、広域連合全体の取り組みにより一層の厚みを増す効果を期待する。

② 7つの分野の事務のほか順次拡大する事務について

今後、交通・物流基盤整備や行政委員会事務を予定し、広域インフラ、エネルギー、首都機能バックアップについては企画調整事務として政策形成を図る。

③ 理事会制度導入の検討状況について

理事会制は、多数決により意思決定が迅速化するとともに、意思決定過程や責任所在がより明確化する。全会一致を原則とする連合委員会制においても、事案の性格や内容により多数決制を適用する運用も必要である。

④ 国の権限移譲について

国が示した法律案（骨子）における国の関与については、全国的な統一性確保の観点から、現行自治法の範囲で最小限の国の関与が設けられることは理解しているが、包括的な指揮監督権を可能とし、連合議会の議決権を排除するような制度創設は断じて受け入れられない。

⑤ インフラ整備予算等における構成府県間の利害調整について

道路・河川のインフラ整備等については、客観的な基準による中長期的な整備計画を備えるなどにより、計画的な予算配分は可能であり、各府県が利害に捕らわれず、関西全体の最適化を図る視点から政策判断をする。

⑥ 構成自治体と連合議会の関係、連合議会への住民の意見の反映について

構成自治体の議会と連合議会との情報共有や連携にかかる協議・調整については構成自治体では、特別委員会や連携協議会を設置しており、当局からの説明はもとより、連合議員と構成団体議会との情報共有や連携のための協議等が実施されている。

連合議員は地域（自治体）の代表として住民意見を連合議会に反映している、更に各自治体の代表の立場にとどまらず関西全体の見地で議論を行っている。

議会活動の充実に向け、平成23年8月～12月の間、理事会を中心に議論し「関西広域連合議会の活動の充実について（第1次取りまとめ）」を取りまとめた。常任委員会は平成23年8月に総務常任委員会を設置、平成24年6月～複数の常任委員会設置を検討中である。理事会は平成23年8月以降毎月開催している。（平成24年6月に産業環境常任委員会、防災医療常任委員会が設置されている）

関西広域連合議会議員との意見交換では、連合議会議員から奈良県の加入を促す意見が出された。主なものについては次のとおりである。

- ・ お互いに共存共栄できるための一つの組織体として、関西広域連合があると考える。
- ・ 広域連合体すべき施策として、医療対策、産業振興などいろいろある。特に奈良県は観光振興の先導的役割を果たすことが期待されている。また、県域をこえたインフラ整備など確実にやっておく必要がある。お互いの自治体の得意分野があり、補完し合うことが必要である。
- ・ 道州制は広域連合では議論しない。広域的に互いに助け合うことが大事である。
- ・ 関西広域連合が国出先機関の事務・権限の受け皿となるためには、国出先機関の管轄区域の自治体がすべて参加することが重要視されており、奈良県に加入してもらうことが必要である。

(4) 委員会における議論

委員会における各委員からの主な意見は下記のとおりであった。

① 関西広域連合の取り組みについての意見

ア 設立の趣旨

- ・ 東京一極集中を排除し、均衡ある国土の発展を目指すため、関西全体が一丸となって取り組むことは意義がある。
- ・ 全国がブロック単位で大きく発展するため、関西広域連合がテストケースとして果たす役割は大きい。
- ・ 関西広域連合は、関西全体の発展になるようなことを話す場として理解している。

イ 広域防災

- ・ 東日本大震災の被災地支援において、関西広域連合がカウンターパート方式により迅速に対応し、継続して支援を行ったことは、評価できる。
- ・ 南海、東南海地震の発生を想定し、関西広域連合に加入して関西全体で大規模災害への対応に取り組むべきである。

ウ 観光・文化

- ・ 関西広域連合に加入していないことで、関西における観光情報発信について京都に後れをとるのではないか。

エ 産業振興

- ・ 関西広域連合は産業振興におけるビジネスマッチングの商談会の開催など関西全体の経済発展に寄与している。

オ 広域医療

- ・ 関西広域連合にドクターヘリが移管されることで、奈良県の運用に影響があるのではないか。
- ・ 和歌山県のドクターヘリの移管が実現しなかったことは、関西広域連合の組織や事務の不安定さを明らかにした。
- ・ 最新かつ高度な医療を県民に提供するためには、府県連携だけでは対応に限界があるのではないか。

② 関西広域連合の組織についての意見

- ・ 関西広域連合は「屋上屋を架す」という言葉どおり、住民の関心がないまま、県の上に組織を重ねている。
- ・ 関西広域連合は、国、県、市町村の間に組織を設けるもので、4層構造（屋上屋を重ねる）の行政組織となり、住民との距離は県、市町村に比べ遠いものとなる。住民意見の反映という点で問題がある。
- ・ 構成自治体から選出された少数の議員が構成自治体全体の意見を反映できるのか疑問である。
- ・ そもそも政令市と府県とは基礎自治体と広域自治体という役割の違いがあり、両者が同じ立場で広域連合の構成団体となることには違和感がある。

- ・ 関西広域連合の事業に関連して事故が発生した場合、その責任の所在はどうか疑問である。
- ・ 関西広域連合は府県域を超える広域連合としては全国初の取り組みであるから、組織についての課題は、今後議論をして解決していくことになる。

③ 国出先機関の事務・権限の移譲についての意見

- ・ 関西広域連合が国出先機関の受け皿として国の事務・権限をもつと、国に比べ住民に身近な組織になるとともに、国と地方の二重行政が解消するという見方ができるのではないか。
- ・ 関西広域連合に国出先機関の事務・権限が移管されると、市町村の意見が届きにくくなるのではないか。
- ・ 国出先機関の地方移管を前へ進めるために、関西広域連合へ“丸ごと移管”することに意義がある。

(5) 関西広域連合についてのまとめ

まず、関西広域連合の取り組みを振り返ってみると、関西広域連合は東日本大震災の支援や節電の要請などに取り組み、設立からこれまで一定の存在感を発揮してきた。関西広域連合は、中央集権体制と東京一極集中を打破し、個性豊かで活力に満ちた関西をつくりあげること、関西が一丸となって取り組むことを目指し、構成団体の代表の立場にとどまらず、関西広域連合の視点で議論されてきたことは一定評価できる。

しかし、原子力発電所の再稼働やリニア中央新幹線に関する発言などは、関西広域連合がもつマスコミへの発信力を利用した、知事や市長のパフォーマンスになっているのではないかという疑問が生じる。地方行政組織の権限と責任、広域行政課題の範囲や内容を曖昧にしたまま、また構成団体の各議会や広域連合議会の同意もなく、関西広域連合委員会で合意された事項が関西全体の意思ととらえられる風潮にあることは憂慮される。

また、関西広域連合の設立のねらいの一つである国出先機関の丸ごと移管については、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」は閣議決定されながら、国会提出には至らなかった。関西広域連合では、国出先機関の移管を引き続き求めていくとしているが、新たな政権下での実現の先行きは不透明である。

次に、組織については、知事と市長で構成する連合委員会が執行機関として行政機能を発揮することになるが、連合議会がもつ行政執行に対する監視機能は非常に重要である。しかし、現在の関西広域連合議会の議員は住民の直接選挙で選ばれるものではなく、構成団体の議会から選ばれた議員が構成団体の代表として市町村を含めた意見を反映できるのか、政令市を含む府県の議員定数はどうあるべきかなど、課題とすべき点は多い。連合長、連合議員の公選も含め、住民自治をどのように確保するか検討する必要があるといえる。

また、現行の広域連合制度においては、広域連合は独自の財源をもたないこと、広域連合の規約の変更や分賦金の決定に構成団体すべての議会の同意を得る必要があることは、構成団体からの独立性がないことを示し、広域連合の組織運営を不安定なものにしていることを指摘しておきたい。

以上のように、関西広域連合の取り組みについて一定評価すべき点は認めるが、組織については、広域連合が抱える制度上の問題も含め解決すべき課題は多い。

奈良県は連携団体として防災、観光、医療など必要な分野で関西広域連合と密接な連携に取り組んでおり、関西広域連合に加入していないことによる県民生活への影響は直接的に認められない現状において、奈良県が加入し、関西広域連合の課題を解決するため議論に加わることで、関西全体の発展のために奈良県としての存在感を発揮することを求める意見がある一方、関西広域連合に対する不安や懸念が解決されないことから加入しない県の立場を支持する意見もあり、議論は収れんせず、加入する、しないのいずれかに意見をまとめることはできなかった。

国出先機関の地方移管が進まない中、今後、国においては道州制に関する本格的な議論が始まろうとしている。

関西広域連合では、国出先機関をはじめとする国の事務・権限の移譲を引き続き求めながら、関西広域連合がそのまま道州制に移行するものではないことを前提に、政府が一方的に道州制の導入を進めないよう、課題や問題点をチェックし、適宜発信していくため、有識者による「道州制のあり方研究会」を発足させた。

道州制の仕組みが今後どのようなようになるか現時点では判然としないが、国における議論は道州制実現に向けて活発化しており、これまで関西広域連合が取り組んできた都道府県制の存続を前提とする広域行政のあり方が根本からくつがえることにもなりかねない。道州制の議論は、関西広域連合への加入・非加入の判断にも影響を及ぼすことであるから、本委員会では、将来にわたる関西広域連合への加入を否定することなく、改めて判断すべきと結論づけた。

3 分権時代にふさわしい広域行政のあり方について

本委員会では、奈良県を含め13県が参加する「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」をはじめ、県域を越えた連携の事例を調査し、分権時代にふさわしい広域行政のあり方について議論を行った。

(1) 県域を越えた広域連携をめぐる状況について

ア 紀伊半島知事会議の状況

紀伊半島知事会議は、三重県、奈良県、和歌山県の3県知事が一堂に会し、紀伊半島振興をはじめ3県の共通課題について討議し、地域の振興と活性化を図るため、施策の一体的かつ総合的な展開を図ることを目的として、昭和56年度より開催されている。県域を越えた総合的、一体的な取り組みを進めるとともに、国への提案活動を3県が共同して実施している。

平成24年4月24日に開催された第23回会議では、紀伊半島大水害の復旧・

復興について、その取り組み状況を情報交換するとともに、復旧・復興に係る法令等に関して改善が望ましいと思われる事項を国に対し提案した。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとした紀伊半島の観光資源を活用した広域観光連携に平成24年から平成27年まで取り組むことで合意された。

広域で甚大な被害をもたらした紀伊半島大水害への対応として、国と三重県、奈良県、和歌山県が緊密な連携を確保しつつ、復旧・復興対策を協議し、迅速かつ効果的な取り組みを推進するため、「紀伊半島大水害の復旧・復興に関する国・三県合同対策会議」が開催された。

防災の関連では、平成8年に締結した「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づいた連携を積極的に継続して行くことを確認した。

平成25年4月23日に開催された第24回会議では、紀伊半島大水害からの復興への取り組みとして、紀伊半島における交通体系（アンカールート）の整備促進、新宮川水系の総合的な治水対策の推進について国へ要望していくことで合意された。

また、紀伊半島の発展に重要な役割を担うリニア中央新幹線は、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートによる東京・大阪間の全線同時開業が実現されるように、今後も情報交換をしていくことで合意された。

観光振興については、「神宮式年遷宮」「世界遺産登録10周年」「高野山開創1200年」など、今後国内外から注目される機会を活かして「吉野・高野・熊野の国」事業などを通じた紀伊半島への誘客や観光交流人口の増加を図っていくことと、世界遺産登録10周年記念事業の共同実施を検討していくこととされた。

イ 自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワークの状況

(7) 背景と経過

平成22年1月21日に福井県知事の呼びかけにより、大都市に集中する人口や機能を地方に分散させ、日本全体の活力を高めていこうという共通の思いをもつ知事が集まり、奈良県を含む9県（青森県、山形県、福井県、山梨県、長野県、奈良県、島根県、高知県、熊本県）で発足した。その後、石川県、鳥取県、三重県、宮崎県が参加し、現在13県で構成される。

その理念は、地方自らが、一つひとつの課題に密着した「地方知」に基づく創意工夫を行い、自立すること、このような明確な意思を持った地方が、相互にネットワークを築き、中心をつくらず「ローカル・アンド・ローカル（local and local）」でつながることにより、新しい地方自治のモデルを自らの手で創り上げることとされている。

(4) 活動内容

① 政策提案

- ・ 平成22年5月、「自立と分散で豊かな日本を～大都市と地方のこれからについて～」として、「地方の力を活かし、国や大都市の課題を解決」、「地方の

力を活かすための必要条件」という大きな二つの柱の下、企業の地方移転促進、都市の高齢者を受け入れるため地方における施設整備の促進など8項目を提案

- ・ 平成23年8月、「新しい国づくりに関する共同宣言（奈良宣言）」
- ・ 平成23年11月、「災害に強い国づくりに関する提言」
- ・ 平成23年12月、「新たな国づくり税制調査会」を設置
- ・ 平成24年5月、16項目で構成する「新たな国づくりのための税制」をとりまとめ
- ・ 平成24年7月、「新たな国づくりのための税制」実現のための提言活動を実施。同年10月には、二酸化炭素の森林吸収量の市場取引制度（J-VER）の普及拡大に係る提言が、国税庁と環境省の協議の結果、実現されることになった。

② 共同研究

- ・ 地方知を結集し、新しい政策を提案、実行するため、設立当初から平成24年3月まで、各県が参加する10のプロジェクトを実施。平成24年8月からは2期目として新しいプロジェクトを進めている。
- ・ 各県の若手職員が政策のノウハウ取得や意識の向上を図るため、意見交換や研修の場として、若手政策塾を開催

③ 新連携

- ・ 産学官が「ローカル・アンド・ローカル」で多種多様に連携
- ・ 首都圏に向かって農産物等のPRを行うという従来の発想とともに、地方同士という発想を取り入れ、首都圏での一斉販売のほか、各県の農産物直売所において特産物の相互販売を実施
- ・ 学校給食交流では、「ふるさとの給食」として他県の郷土料理や食材を使用した献立の提供などを行い、代表的な食や食文化を学ぶきっかけづくりとしている。
- ・ 平成25年3月には三重県、奈良県、福井県の各美術館の版画コレクションを持ち寄った展示会を開催。また、13県商工会議所ネットワークを設立し、地方の商工会議所同士が広域的に連携し、商談機会の創出や、情報交換などを行うとしている。
- ・ 平成25年4月からは、職員の相互派遣による交流を実施

（2）委員会における議論

委員会における各委員からの主な意見は下記のとおりであった。

- ・ 地方同士が対等な立場で緩やかにつながり、大都市に集中する人口や機能を地方に分散させることで、日本の活力を高めようとする、ふるさと知事ネットワークの理念は共感できる。
- ・ ふるさと知事ネットワークは、「地方知」を活用し、大きな経費をかけずに活動している。
- ・ ふるさと知事ネットワークの活動がどれだけ県民に知られているのかは課題であ

る。

- ・ ふるさと知事ネットワークの連携事業として、各県の美術館が所蔵する美術品を相互に活用し展示会を開催することは、県民が魅力ある美術品に触れる機会を拡大することが期待できる。

(3) 分権時代にふさわしい広域行政のあり方についてのまとめ

はじめに、紀伊半島知事会議の活動については、紀伊半島大水害からの復旧・復興、幹線道路網の整備促進、観光振興などの広域的課題を解決するためには、非常に重要なものであり、今後も引き続き、紀伊半島地域の振興と活性化を図るため、和歌山県、三重県と連携した活動に積極的に取り組まれることを期待する。

次に、ふるさと知事ネットワークは、国への提言活動にとどまらず、ネットワークを構成する県同士が緩やかに連携し、農産物直売所や美術館の交流のような「モノの交流」、若手政策塾のような「人の交流」、あるいは、商工会議所同士の交流・連携というように、その活動を幅広く展開させながら、地方の自立・発展を目指して取り組んでおり、地方の新しい連携の形態として評価できる。

これまで地方分権改革は、画一的なサービスを提供してきた中央集権システムを改め、地域毎に異なる多様なニーズに応えるため、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを求めてきた。地方分権の推進によって地方公共団体が担うべき役割が重要となった一方で、少子高齢化や経済のグローバル化など社会経済構造が大きく変化し、人口や産業、資金が集中する都市部と、過疎化の進行や地域産業の衰退などの問題が顕在化する地方では、行政課題の乖離が認められる。

厳しい財政状況の中で効率的な行政運営を行い、多様化、高度化する行政需要に応えるためには、課題に応じて適当なパートナーを選択し、連携することは有益であることから、紀伊半島知事会議、ふるさと知事ネットワークをはじめとした多様な連携を積極的に進め、効果的な行政運営につなげることを期待する。

IV おわりに

本委員会に付託された事項は内容が広範かつ重要であるため、限られた期間において、これを議論し尽くすことは困難を極めた。しかしながら、県内外を含む調査活動に取り組み、本委員会での調査は本定例会をもって終えることになる。

本委員会が設置されてから2年の間にも、地方分権の流れの下、地方分権改革推進計画を踏まえ、これまで3次にわたり一括法が成立し、国の法令による義務付け・枠付けが緩和されるとともに、基礎自治体への権限移譲が進められことになった。また、大阪都構想の実現に向けて大都市地域特別区設置法が施行されるなど、自治制度そのものも大きな変化を見せつつある。

このように地方分権改革が前進をみせる一方、国出先機関改革については、地域主権戦略大綱の中で、国の出先機関の原則廃止が示され、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が閣議決定されたが、衆議院解散に伴い法案提出には至らなかった。法律案が閣議決定されるまでの過程で、関西広域連合や九州知事会等が

国出先機関の“丸ごと移管”を主張したのに対し、大規模災害時等の緊急時における危機管理について体制整備や事業の実施等の面で支障を生じることを危惧する全国の市町村長が結集し反対の姿勢を示すなど、国出先機関の地方移管をめぐって広域自治体と基礎自治体間の意見の相違が表面化することになった。

平成24年12月の衆議院議員総選挙による新政権は、これまで前政権が進めてきた国出先機関の特定広域連合への移管には反対の立場をとり、地方分権改革では義務付け・枠付けの見直しや国から地方への事務・権限の移譲等について取り組みを進めるとしている。

県行政を取り巻く環境は、地方分権の推進、税収の落ち込みなど厳しい財政状況、少子高齢化や経済のグローバル化など社会経済構造の著しい変化等に伴い、大きな変革の時を迎えている。多様化、高度化するとともに、広域化する行政課題への的確に対応するためには、奈良県は、必要に応じ、県内や県域を越えた広域行政に取り組むことが重要であり、奈良県議会は、今後も県の対応状況を見ながら、これらの課題を議論し検証していく必要がある。

最後に、本委員会の調査にあたりご協力いただいた関西広域連合、関係府県、市町村、関係団体の皆さま、また広範な調査事項に対応いただいた県当局に深く感謝を申し上げ、本委員会の報告とする。

広域行政調査特別委員会 調査経過

回数	区分	年月日	主な調査内容	出席部局
	5月臨時会	H23. 5. 20	・委員会の設置(付議事件)	
1	初度委員会	H23. 6. 15	・委員会の運営について ・報告事項	総務部知事公室 地域振興部 観光局 景観・環境局 産業・雇用振興部
2	会期外	H23. 8. 10	県外調査 兵庫県庁訪問 ①関西広域連合連合長・兵庫県知事と面談 ・関西広域連合について ②関西広域連合広域防災局長から説明聴取 ・関西広域連合広域防災局の取り組みについて	
3	9月定例会 (事前)	H23. 9. 20	・報告事項 ・委員間討議 「関西広域連合について」 「国の出先機関の事務権限の移譲について」	総務部知事公室 地域振興部 健康福祉部 産業・雇用振興部 まちづくり推進局
4	会期外	H23. 11. 2 H23. 11. 4 H23. 11. 8	県外調査 滋賀県議会 県外調査 京都府議会 県外調査 和歌山県議会 各府県議会の関西広域連合への対応について調査	
5	11月定例会 (事前)	H23. 11. 24	・報告事項 ・委員間討議 「関西広域連合の組織・運営、取り組みについて」 「構成府県議会と関西広域連合との関係 (県外調査の結果をうけて)」 「国の出先機関の事務権限の移譲について」	総務部知事公室 地域振興部
6	会期外	H24. 2. 13	有識者からの意見聴取 立命館大学政策科学部 森裕之教授 演題「関西広域連合と奈良県のあり方」	総務部知事公室 地域振興部
7	2月定例会 (事前)	H24. 2. 24	・2月定例会県議会提出予定議案について ・報告事項 ・委員間討議 「関西広域連合について」	総務部知事公室 地域振興部 健康福祉部
8	会期外	H24. 5. 15	・有識者からの意見聴取 同志社大学大学院総合政策科学研究科 新川 達郎教授 演題「都道府県レベルの広域行政」	総務部知事公室 地域振興部

9	会期外	H24. 5. 31	県外調査 関西広域連合事務及び関西広域連合議会 ①関西広域連合事務局及び議会事務局からの説明聴取 「広域計画について」「執行機関について」「国の事務 権限の移譲について」「連合議会について」等 ②関西広域連合議会議員との意見交換	
10	会期外	H24. 6. 15	滋賀県議会 地方分権・関西広域連合対策特別委員会来 県調査 委員との意見交換 「関西広域連合への対応」について意見交換	
11	6月定例会 (事前)	H24. 6. 19	・報告事項	総務部 総務部知事公室 地域振興部 景観・環境局 産業・雇用振興部 土木部
12	6月定例会	H24. 6. 28	・委員間討議 「中間報告案について」	総務部知事公室
13	会期外	H24. 7. 11	大分県議会 広域行政・行財政改革特別委員会来県調査 委員との意見交換 「奈良県の広域行政の考え方と大分県の九州広域行政機 構（仮称）設置の考え方」などを意見交換	
14	初度委員会	H24. 9. 4	・委員会の運営について ・報告事項	総務部 総務部知事公室 地域振興部 健康福祉部 景観・環境局 産業・雇用振興部 土木部 まちづくり推進局
15	会期外	H24. 9. 4	県内調査 ①葛城市情報推進課 7市町における自治体基幹システムの共同化 ②県郡山土木事務所 市町村橋梁の維持管理に対する技術支援	土木部
16	9月定例会 (事前)	H24. 9. 13	・報告事項 ・委員間討議 「奈良モデルについて」 「関西広域連合の最近の議論について」等	総務部 総務部知事公室 地域振興部 景観・環境局 産業・雇用振興部 土木部
17	12月定例会 (事前)	H24. 11. 26	・報告事項 ・委員間討議 「関西広域連合の最近の議論について」 等	総務部 総務部知事公室 地域振興部 景観・環境局 産業・雇用振興部 農林部 土木部

18	会期外	H25. 2. 5	県外調査 福井県庁 ①自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク について ②福井県の広域行政について	
19	2月定例会 (事前)	H25. 2. 26	・2月定例県議会提出予定議案について ・報告事項 ・委員間討議 「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク について」 「現政権での道州制の議論と関西広域連合について」	総務部 総務部知事公室 地域振興部 健康福祉部 景観・環境局 産業・雇用振興部 土木部
20	6月定例会 (事前)	H25. 6. 20	・報告事項	総務部 総務部知事公室 地域振興部 景観・環境局 産業・雇用振興部 県土マネジメント部
21	6月定例会	H25. 7. 2	・委員間討議 「調査報告書(案)について」	総務部 総務部知事公室 地域振興部 景観・環境局 産業・雇用振興部 県土マネジメント部

広域行政調査特別委員会名簿

委員長 井岡 正徳

副委員長 今井 光子

委員 宮木 健一
(平成24年12月21日～ 現在)

委員 尾崎 充典

委員 藤野 良次

委員 畠 真夕美

委員 奥山 博康

委員 新谷 紘一

委員 梶川 虔二

委員 小林 茂樹
(平成23年5月20日～平成24年11月16日)